

# 仕 様 書

1. 契約件名 住友商事神田和泉町ビル9階におけるレイアウト変更、什器備品の購入
2. 履行期限 平成28年3月31日
3. 履行場所 東京都千代田区神田和泉町1番地 住友商事神田和泉町ビル9階
4. 購入物品等 別紙「什器備品リスト」のとおりとし、「レイアウト図面」の通り配置を行うこと。赤色で記載のものは購入予定のものであり青で記載のものは移動を必要とするものである。
5. レイアウト変更の概要 (新旧レイアウト図を参照)
  - (1) 事業戦略支援室 (新「経営戦略課スペース」)
    - ①1列目のフリーアドレス机を窓側へ移動し、空いた通路側のスペースへ2列目から2個座席を移動する。(これにより現在12座席の2列目は10座席となる)
    - ②1列目のフリーアドレス机窓側にあるミーティング机椅子セットを撤去し、6人分のフリーアドレス机と事務椅子を追加する。この作業により電源とLAN配線出しが必要となる。(ミーティング机椅子セットはひとまず倉庫2へ移動)
    - ③2列目のライン上、窓側に管理職席を新たに設けるため、現在のプリンター類等の配置を工夫すること。(管理職用両袖机と書棚およびロッカーは、現在の新事業創出課長席を移動し流用する)
    - ④3列目に片袖机を4つ増設し10座席とする。(現在この箇所にある丸テーブルセットは図書コーナーへ移動する)
    - ⑤5列目と書棚①②を入れ替える。
  - (2) 新事業創出課 (新「創業支援課スペース」)
    - ①6列目、7列目に2座席ずつ片袖机を増設する。(両列とも10座席となる)
    - ②6列目が世界発信プロジェクト事務局スペースとなる。(ここにあるミーティング机椅子セットもひとまず倉庫2へ移動)

③10列の通路側に片袖机を2席増設する。

(3) 世界発信プロジェクトスペース

- ①管理職用机は、国際化支援室の13列通路側にある両袖机と差し替える。  
(差し替えた元の管理職用W1400両袖机は倉庫2へ移動する)

(4) 国際化支援室（新「国際事業課スペース」）

- ①現状通路側を向いている11列、12列、13列の係長席を課員と同じ方向に向け整列する。
- ②10列目の増設については(2)③のほか片袖机1台と脇机3台を新規で配置する。
- ③11列目は5席片袖机、2台脇机を増設し、10席とする。このとき、係長席（両袖）は12列へ移し、12列の両袖机と組み合わせ12列も10席とする。（ここにあるミーティング机椅子セットもひとまず倉庫2へ移動）
- ④13列は片袖机を2席増設し、12人席とする。

(5) 執務室内事務机及び脇机、10人掛けフリーアドレスデスクの高さ720mmへ調整

- ①レイアウト図面で「H700」で示した高さ700mmの机等を新規の規格の高さ720mmにアジャスター等で調整し高さを揃えること。

7 一般共通事項

- 納品時は第3者に対する安全に十分注意するとともに業務に支障をきたさないように配慮し迅速丁寧に行うこと。建物、施設及び設備に損害を与えることのないよう必要な措置を講ずること（養生等）。万が一損害を与えた場合は受注者の負担により原状復旧すること。
- 納品時の荷卸し、積み込み作業に必要なスペースの確保および手続きは受注者の負担により行うこと。（時間外の搬入の際、1回あたり警備費用17,500円が必要となる場合あり。）
- 騒音が予想される場合は、十分庁舎、館内テナント及び近隣等と調整を図り、影響を最小限にする。
- 疑義が生じた場合  
詳細の不明な点は担当者の指示による。
- 発生材・副産物等  
本業務により発生した残材その他については、適法に処理すること。
- 備品の搬入日時等

住友商事神田和泉町ビルへの搬入は原則土曜日の午後もしくは日曜日・祝日の終日で行うこと。ただし3月19～21日の三連休はビル屋上工事のため搬入作業は一切できないものとする。

#### 8 提出について

- 実施工程表の提出について  
契約後速やかに提出すること。
- 納品書

#### 9 その他

暴力団等排除に関する特約事項については、別紙に定めるところによる。

仕様についての問い合わせ先

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町1-9

公益財団法人東京都中小企業振興公社

企画管理部総務課経理係 担当 高橋

電話 03-3251-7886

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

1. 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
2. 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

3. 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
4. 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、会社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
5. 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

6. 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく会社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をすること。
7. 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を会社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を会社及び管轄警察署に提出すること。
8. 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
9. 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく会社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、会社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。